

# 研究教育現場の知的財産権 —著作権—

淵 真悟\* (青山学院大学)

Intellectual property rights in education research field -Copyright-  
Shingo Fuchi (Aoyama Gakuin University)

## 1. まえがき

大学や企業等の研究教育現場において、知的財産権が重要であることは、多くの方が認識していることと思われる。特に、特許は企業の事業活動に必要不可欠なものであるし、大学においても論文発表や学会発表前に特許出願することが望まれている。このような特許に関しては、何か疑問が生じた場合、知的財産部等の専門部署に問い合わせれば解決することが多いのではないだろうか。

一方、研究教育現場において、著作権も重要な知的財産権である。論文や書籍に著作権が存在していることは言うまでもないが、学会発表のスライドや学会発表時に口頭で述べたことにも著作権は発生する。このように、いろいろな資料等に著作権は存在している。これらの資料を企業内研修会や大学の講義等において使用することはないだろうか。特に、インターネットの発達によって、非常に良く整理されたすばらしい資料が簡単に手に入るが、これらの資料を勝手に講義等で使用しても良いのだろうか。そのような疑問が生じた場合、どの部署に問い合わせれば良いのだろうか。著作権については、特許の場合と異なり、何か疑問が生じた場合に誰に聞いてよいかわからず、うやむやになっていることが多いのではないだろうか。

著者は、1999年から2005年の間、特許審査官として特許庁に勤務した。その後、大学の理工系教員に身を移し、研究教育活動をおこなっている（専門は、光物性や半導体工学）。そこで、このような経歴を基に、研究教育現場で直面する著作権問題について、研究教育者が気を付ける点を紹介する。なお、著者は弁理士試験に合格しているものの、法学者では無いし、弁護士でも無い。そのため、本稿は私見であることに注意されたい。

## 2. 日本の著作権の概要

著作権を理解するためには、「著作物」、「著作者」、「著作者の権利」の3点を理解することが重要である。そこで、まず、著作物の定義から説明する。日本の著作権法第2条には、著作物の定義として以下のように記載されている。

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

したがって、著作物には、独創性や新規性、芸術的な評価は求められていない。論文や学会発表には独創性が、特許には新規性が求められる（特許では、さらに、進歩性も必要）こととは対照的である。また、「表現したもの」が著作物であるから、自然界の事実や実験データそのものは著作物にはならない。実験データを、例えば図や表として、具体的にどのように“表現”したかが、著作物になり得るのである。つまり、同じ実験データであっても、人によって具体的な表現手法が異なれば、それぞれが異なる著作物となる。なお、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」については、限定的に捉えること無く、広く一般的な範囲として扱われている。

続いて、著作者について目を向けてみよう。著作権法第2条では、著作者は以下のように定義されている。

「著作物を創作する者をいう。」

つまり、著作物の“創作的な表現を実際におこなった者”が著作者である。したがって、研究遂行に関与した者（アドバイスをとおこなった者、アイデアを提供した者、指導した者等）であっても、創作的な表現を実際におこなわなければ著作者にならない。この点、発明の完成に関与した者（単なる補助者等を除く）が発明者とされている特許とは扱いが大きく異なる。

さて、著作者の権利について、著作権法ではどのように定められているのだろうか。詳細な説明はここでは省略するが、図1に示すように、日本の著作権法では、大きく分けて“著作者人格権”と“著作権”の2種類の権利が存在する。

“著作者人格権”は、人格的利益を保護するためのものであり、他人に譲渡できない。一方、“著作権”は、財産的利益を保護するものであり、他人に譲渡できる。このような2種類の権利が存在しているのは、日本が“Author's Rights”として著作権を発展させてきた経緯に依っている。したがって、財産的利益を保護する“Copy Right”から著作権が発展してきた国とは考え方が異なる場合がある。そして、著作者人格権も著作権も、図1のように、細かい多くの権利から構成されている。このように、著作者の権利は

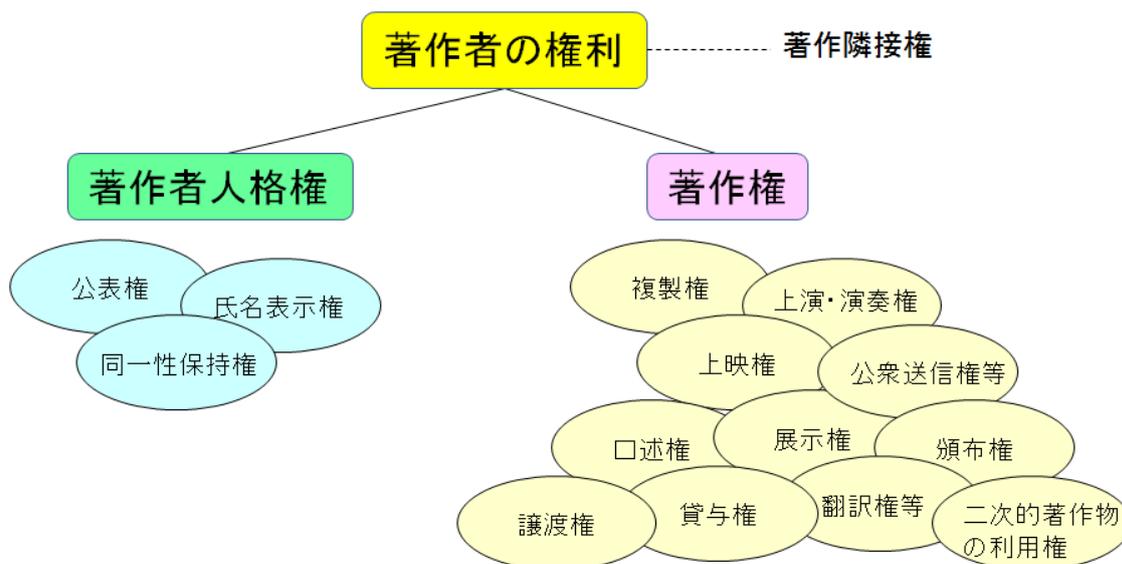


Fig.1. The structure of rights in the Japanese Copyright Law

多くの権利の“束”となっている。そのため、単に“著作権を譲渡する”といっても、全ての権利を一括で譲渡したのか、特定の権利のみを譲渡したのか明らかにしておかなければ、後々トラブルを引き起こすことになる点に注意しなければならない。

### 3. 著作権侵害にならない“特例”

著作物を利用するためには、基本的には著作権者の許諾が必要である。しかし、著作権法第1条では

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

と記載されており、全て著作権者の許諾を必要としてしまうと文化の発展が阻害され、法律の趣旨に反することがある。そこで、著作権法では、一定の場合に限って著作権者の権利を法律上制限し、著作権者の許諾が無くても著作物を利用することができる制度を設けている。このルールは、あくまでも“例外”、“特例”であることを十分理解しなければならない。

さて、以下では、研究教育現場において用いられる特例の代表例を紹介する。

#### <3・1>授業目的の複製

学校その他教育機関において、「授業を担当する者」又は「教育を受ける者」が「授業で利用する」ために、必要と認められる限度で複製できるという特例である。

小学校・中学校・高校・大学で、授業・クラブ活動・講義・実験や演習・ゼミ等で用いる資料の場合、複製が認められている。ただし、出所（著作者名や題名、著作物の特定）を明示する必要がある。また、全部コピーしたり、受講者数を越えた部数の複製は、必要と認められる限度を超えるため特例に当たらない。さらに、予備校や塾等の営利目的の機関等においても認められていない。

#### <3・2>図書館等における複製

図書館等で、利用者の調査研究の用に供する等のために複製できるという特例である。

ここでいう“図書館”は、国会図書館、公共図書館、大学等の図書館である。そのため、小学校・中学校・高校の図書室は含まれない。また、調査研究は、高度の学術研究に限らない。なお、複製できる範囲は、一人につき1部、著作権の一部分を複製できる。したがって、全部コピーすることは許されない。

#### <3・3>表現活動のための利用

公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内で、公表された著作物を引用して利用できるという特例である。

学術文献等で他者の著作物を引用して利用する場合は、この特例に該当することが多い。しかし、正しく引用するためには、以下のようなルールが存在する。

- ・引用される部分が「従」、自らが作成する著作物が「主」であることがわかること。
- ・引用の分量は、一概に言えないが、主と従が逆転してはいけない。

### 引用の例 そのまま抜き出して同一性を保持する。また、直後に出所を表示する。

～に関して、淵は「〇〇〇…△△」(淵、□□雑誌、Vol. 5、p. 23、2014)と述べている。そうすると、△△は～

### 参照の例

～に関して、淵の報告がある[3]。△△は～

引用ではなく参考文献であるから、  
巻末にまとめて記載しても良い。

Fig.2. The difference between “citation” and “reference”

- ・カギ括弧を付ける等、引用される部分が明確に区別されていること。
- ・報道、批評、研究、その他目的上正当であること。
- ・出所の明示をしていること。

これらのルールを守って、正しく引用すれば著作権法上の問題は無いが、どれか1つでもルールを守っていなければ著作権侵害とされる可能性がある。

特に、出所明示に際しては、巻末にまとめて表示することは必ずしも適切とは言えず、引用した直後に、誰のどの著作物かであるのか明示することが求められる。したがって、引用しなければならないのか、参考文献を挙げるのに留めるのか十分に考えておく必要がある。さらに言えば、著作者人格権である同一性保持権を侵害しないようにしなければならない。そのためには、そのまま抜き出すことが肝要である。中途半端に要約すると、同一性保持権を侵害する可能性があることに注意しなければならない。なお、適切な引用の例と参考文献を挙げた例を、図2に示す。

#### 4. 事例

第2節で著作権の概要を説明し、第3節では著作権侵害にならない“特例”の一部を紹介した。以下に、具体的な事例を挙げるので、どのように考えるのが適切であるのか、各自で考えていただきたい。著者の考えは、シンポジウム当日報告する予定である。

##### ・事例1

自身が著者の一人である原著論文の pdf を、自身の研究室の web ページにアップした。気をつけることは何か？

##### ・事例2

論文執筆に際し、他者の論文のポイントを要約して紹介したい。気をつけることは何か？

##### ・事例3

自身は大学教員であるが、企業内の教育講座で講義をおこなうため、インターネット上の資料の一部をコピーした。著作権法上の問題は生じるか？

##### ・事例4

一般の研修会で、PC をインターネットに接続して他者の web 画面を投影して利用した。著作権法上の問題は生じるか？

##### ・事例5

レポート作成のために大学図書館に行ったら、とても良い本が見つかった。薄い本であったため、全てコピーした。著作権法上の問題は生じるか？

#### 5. まとめ

研究教育現場における知的財産権として、著作権に注目し、著作者の権利の概要、著作権侵害にならない特例等を紹介した。

著作権法上認められていない行為は、法律違反であるため、そのような行為は慎まなければならない。また、著作権法上認められている行為であったとしても、社会通念上好ましくない行為や著作者及び著作権者の気分を害することは好ましくない。著作権法の目的は、著作物の公正な利用と著作権者の権利保持（経済上の利益保護）のバランスを取って、文化の発展に寄与することである。このような法律の目的に沿うように、少なくとも法律を守った上で、慣行に合致するように考えることが重要である。